

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

## 目次

### 告示

争議行為の予告(一八二・労働政策課)

道路区域の変更及び供用開始(一八三・道路環境課)

建築業法による経営事項審査の申請の時期及び方法等(一八四・建設管理課)

松くい虫のまん延防止のための措置命令(一八五・森林整備課)

### 公告

県営土地改良事業の換地処分(由利総合農林事務所)

特定調達契約に係る落札者の決定(管財課)

## 告示

秋田県告示第百八十二号

平成十五年二月二十八日中通病院労働組合執行委員長西丸功から次のとおり争議行為を行う旨の通知を受けたので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定に基づき、公表する。

平成十五年三月十一日

秋田県知事 寺田典城

### 一 事件

(一) 賃金増額に関する事。

(二) 職員増員に関する事。

一 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類

旧新別

路線名

区

間

敷地の幅員(メートル)

延長(キロメートル)

(三) 労働条件の改善に関する事。

二 日時

平成十五年三月十三日以降事件解決の時まで、連日又は短時間にわたって行う。

三 場所

秋田市中通五丁目九番二十二号 医療法人明和会本部

秋田市南通みその町三番十五号 中通総合病院

秋田市中通六丁目一番五十八号 中通リハビリテーション病院

秋田市土崎港北六丁目一番五号 港北中通診療所

秋田市南通みその町四番十七号 中通健康クリニック

秋田市仁井田潟中町二番四十一号 ふき健診クリニック

秋田市中通六丁目十四番十八号 南通訪問看護ステーション

秋田市土崎港北三丁目十一番七号 及び南通在宅介護支援センター

秋田市仁井田新田三丁目一番十五号 港北訪問看護ステーション

秋田市新屋勝平町三番二十一号 仁井田訪問看護ステーション

秋田市手形十七流十番十一号 割山訪問看護ステーション

秋田市榎山登町三番十八号 手形訪問看護ステーション

大曲市上栄町四番三号 中通高等看護学院

大曲市上栄町一番九号 大曲中通病院

大曲市栄町十三番六十三号 大曲訪問看護ステーション

大曲市日の出町二丁目三番二十七号 大曲みなみクリニック

四 概要

救急外来患者及び入院患者の保安要員若干名を除くすべての組合員によるストライキその他の争議行為を行う。

秋田県告示第百八十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成十五年三月十一日

秋田県知事 寺田典城

一般国道		新	旧	由利郡大内町岩谷町字西越三六番四地先から三六番一地先まで
新	旧			
		百五号	百五号	"
		一一・五〇〇一九・五〇	一五・七〇〇三九・七〇	〇・〇七七
				〇・〇八六

- 二 供用開始の期日 平成十五年三月十一日
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
  - (一) 場所 建設交通部道路環境課
  - (二) 期間 平成十五年三月十一日から同月二十四日まで

秋田県告示第百八十四号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号。以下「規則」という。）（第十八条の二第二項の規定に基づき、平成十五年度に行う建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の二十三第一項の規定による経営事項審査（同法第二十七条の二十四第一項に規定する経営状況分析を除く。）の申請の時期及び方法を次のとおり定め、公示する。

平成十五年三月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 申請の時期及び方法

- (一) 申請の時期
- (1) 申請期間

個人及び決算期が平成十四年十月から同年十二月までの法人	平成十五年三月十九日及び同月二十日
決算期が平成十五年一月から同年三月までの法人	平成十五年七月三日及び同月四日
決算期が平成十五年四月から同年六月までの法人	平成十五年十月二日及び同月三日
決算期が平成十五年七月から同年九月までの法人	平成十五年十二月十八日及び同月十九日

- (2) 申請の方法
  - (1) 主たる営業所の所在地を管轄する建設事務所（平成十五年四月一日以降は、地域振興局）に二の申請書類を持参して申請すること。
  - (2) 一の場所に申請書類を持参することができない者は、建設交通部建設管理課長が別途指定した場所に持参して申請すること。

二 申請書類

- (一) 申請書
- (二) 規則第十九条の二第二項に規定する経営事項審査申請書

三 添付書類

- (1) 申請書に記載した完成工事高に係る工事の内訳明細書
- (2) 技術職員以外の職員の名簿
- 三 経営事項審査手数料及びその納付方法
  - (一) 手数料の額 八千五百円と二千五百円に審査に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額
  - (二) 納付方法 申請書類を提出する際、秋田県証紙により納付すること。

四 経営事項審査の結果の通知

経営事項審査結果通知書の郵送により通知する。

五 経営事項審査についての問い合わせ先

建設交通部建設管理課（電話〇一八 八六〇 二四二五・二四二六）

秋田県告示第百八十五号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定により、松くい虫のまん延を防止するため、同法第三条第一項第五号に掲げる命令をするので、同法第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十五年三月十一日

秋田県知事 寺田典城

一 区域及び期間

(一) 区域 秋田市、能代市、横手市、本荘市、男鹿市、湯沢市、大曲市、山本郡琴丘町、八森町、山本町、八竜町及び峰浜村、南秋田郡五城目町、昭和町、八郎潟町、飯田川町、天王町、井川町、若美町及び大潟村、河辺郡河辺町及び雄和町、由利郡仁賀保町、金浦町、象潟町、矢島町、岩城町、由利町、西目町、鳥海町、東由利町及び大内町、仙北郡神岡町、西仙北町、角館町、六郷町、中仙町、田沢湖町、協和町、南外村、仙北町、西木村、太田町、千畑町及び仙南村、平鹿郡増田町、平鹿町、雄物川町、大森町及び山内村並びに雄勝郡稲川町、雄勝町、羽後町、東成瀬村及び皆瀬村

(二) 期間 平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで

二 森林病害虫等の種類  
松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している伐採木等は、松くい虫を駆除した後でなければ移動させることができないものとする。ただし、被害対策として特別伐倒駆除を行う場合は、この限りでない。

四 命令をしようとする理由

一(一)に定める区域の松林において松くい虫による被害が発生しており、三に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が拡大し、一(一)に定める区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

公 告

平成十五年三月四日県営土地改良事業（河辺地区ほ場整備事業）の換地処分をしたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十五年三月十一日

秋田県知事 寺田典城

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条の規定により、公示する。

平成十五年三月十一日

秋田県知事 寺田典城

(一) 落札に係る物品の名称及び数量

教室用・生徒用・業務用コンピュータ端末 一式

(二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号

(三) 落札者を決定した日

平成十五年二月七日

(四) 落札者の名称及び住所

株式会社北都情報システムズ

(五) 秋田市山王三丁目四番二十三号

(六) 落札金額

九百三十三万四千五百円

(七) 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

(八) 一般競争入札の公告を行った日

平成十五年一月十日

(九) 落札に係る物品の名称及び数量

電子計算組織 五式

(一〇) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号

(一一) 落札者を決定した日

平成十五年二月十九日

(一二) 落札者の名称及び住所

株式会社アイネックス

(一三) 秋田市広面字鍋沼三十七番地

(一四) 落札金額

二千七十四万八千円

(一五) 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

(一六) 一般競争入札の公告を行った日

平成十五年一月二十一日

(一七) 落札に係る物品の名称及び数量

パーソナルコンピュータ 百九十五台

(一八) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号

(一九) 落札者を決定した日

- (四) 平成十五年二月二十一日  
落札者の名称及び住所  
東光コンピュータ・サービス株式会社  
大館市御成町四丁目八番七十四号  
落札金額
- (五) 二千三百三十四万五千五百円
- (六) 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- (七) 一般競争入札の公告を行った日  
平成十五年一月二十四日

発行者

秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田県山王七丁目五番二十九号  
株式会社松原印刷社  
電話(0862)876600  
FAX(0862)876605  
E-mail:matsubara@matsubaranatsus.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄

